

平成 26 年 3 月 7 日

法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会
委員 村木 厚子

特別部会「たたき台」に対する意見

犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充について

犯罪被害者等や証人を保護する施策の強化については、重要な課題であり、施策の充実に努めてほしい。ビデオリンクの拡充などについては賛成である。ただ、証人の「氏名及び住居の開示に係る代替措置」の A 案については、被告人、被疑者の立場としては賛成できない。どこの誰かわからない人物を相手に弁護側がまともな防御をすることは不可能ではないのか。「実質的な不利益が生ずるおそれがある場合」を除くこととされているが、弁護側は証人の氏名や住居を手がかりにして防御活動をするので、その手がかりを与える前に、これを与えなくても実質的な不利益を生ずるおそれはないといった判断をすることはできないのではないか。

証人等の保護は重要であり、そもそも、氏名も住所も知らせられないほど、証人の保護が必要という場合は、「証人の安全の保護のための制度」で対応すべきと考える。